

人事労務通信



社会保険労務士事務所
人事労務センター
 〒812-0011
 福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
 ☎ 092-409-4188
 Fax092-409-4187
 Eメール akiko@b-souken.com

酬の上限月額が改定され、厚生年金保険料額が下記の表のとおりになりました。

(令和2年9月1日施行)

*一般・坑内員・船員分のみ記載

等級	標準報酬月額	報酬月額	保険料全額	被保険者負担
第31級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満	113,460円	56,730円
第32級	650,000円	635,000円以上	118,950円	59,475円

尚、改定後の新等級に該当する被保険者の方がいる対象の事業主に対しては、令和2年9月下旬以降に日本年金機構より「標準報酬改定通知書」が送付されます。

かえる寺 福岡県小郡市

小郡市にある“如意輪寺”（かえる寺）に行き、厄除けのアマビエのお札をいただきました。

頂いたリーフレットには、天平年間（729年）に行基菩薩によって開創され、御本尊は、如意輪観音（福岡県指定文化財）で、日本で唯一の如意輪観音立像とあり、「常に前に前に、ぴょんぴょんと飛び跳ねて、一步一步進んでいくかえるの

ように、元気を出して前向きに暮らしましょう。」とありました。

境内には、無数のかえる（石像）が所狭しと飾られており、境内に掛けられたお札や風鈴には、「新型コロナウイルスの終息を願います」「早く皆で一緒に暮らしたい」などの参拝者の願いが目立ちました。

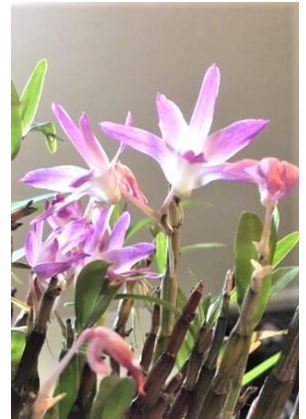


厚生年金の標準報酬等級の上限が改定されました。

厚生年金保険法の標準報酬月額の等級区分の改定等に関する政令が施行されたことにより、令和2年9月から厚生年金保険の標準報

10月改訂の地域別最低賃金

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用されます。年齢やパート・学生アルバイトなどの



働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。尚、月給・日給の場合も時間換算で最低賃金額以上となります。

県名	最低賃金時間額	発効年月日
福岡	842円 (841)	R2. 10. 1
佐賀	792円 (790)	R2. 10. 2
長崎	793円 (790)	R2. 10. 3
熊本	793円 (790)	R2. 10. 1
大分	792円 (790)	R2. 10. 1
宮崎	793円 (790)	R2. 10. 3
鹿児島	793円 (790)	R2. 10. 3
沖縄	792円 (790)	R2. 10. 3

※（ ）内は、昨年度額



人事労務センターホームページ
<http://roumu.b-souken.com>

Eメール：akiko@b-souken.com

ダブルワークと超過勤務手当

Q&A

Q：新しく雇用する予定の職員が、他の会社とのダブルワークで、1日5.5時間、週5日勤務を希望しています。

A：ダブルワークということですが、他の会社ではどんな勤務ですか。

Q：他の会社では、週20時間働いているそうです。

A：そうすると、他の会社ですでに週20時間働き、今度、あなたの施設で1日5.5時間で5日間だとすると、勤務時間を合計すると、週47時間30分となりますので、1週間につき法定労働時間の40時間を超える7時間30分については、時間外労働の割増賃金が発生します。

Q：その、時間外の割増は、どちらが支払うことになるのですか。

A：労働基準監督署は、ダブルワークを承知で雇用したのであれば、後で雇用した会社で支払うべきではないかとの見解を示しています。

Q：私の施設だけが毎週7時間30分の時間外の割増賃金を支払うのは、納得できませんが、どうしたら良いのでしょうか？

A：他の会社と相談して、折半する余地はあるようですが、週40時間労働制は、基本的な働き方ですから、新たに雇用する予定の職員とダブルワークの労働時間が合計で週40時間以内になるように話し合うことをお勧めします。

※その他、詳細は、お尋ねください。



方法が改正されました。

改正前は、離職日から1カ月ごとに区切っていた期間に、賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月を1カ月と計算していましたが、改正後は、これまで

の方法に加えて「賃金支払の基礎となった労働時間数が80時間以上ある月を1カ月として計算」することが可能となりました。



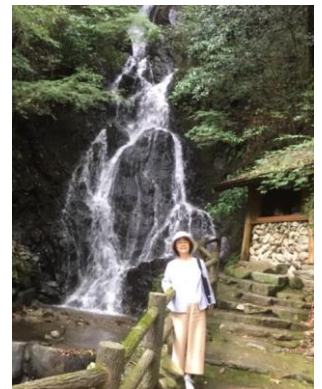
あとかき

“コロナ”でうとうとう暑い日が続いているので、うきは市の「調音の滝」まで出かけてみました。

初めての場所でしたが、滝の近くではミストが発生して、気温が1~2度低く感じられホット一息つきました。

そのあと、台風10号。事前予報では「今まで経験したことのない記録的な暴風、高波、高潮、大雨」「河川の氾濫、土砂災害の危険が高い」「今すぐ非難を！」との度重なる警告や友人・知人からの声掛けに、被害を回避するための準備をすすめました。9月6日の夜半からの暴風は、翌日の夕方近くまで続き、恐怖感は半端ではありませんでした。

幸い、家屋への被害もなく台風一過に安堵しつつも、窓ガラスに貼ったテープは、いつ再来するか分からない台風に備えています。



法改正情報

失業等給付受給資格 算定方法が変わります。

失業等給付の支給を受けるためには、離職をした日以前の2年間に、「被保険者期間」が通算して12カ月以上あることが必要でしたが、令和2年8月1日以降、保険者期間の算入



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール: akiko@b-souken.com